

中高層建築物等の説明対象範囲は下表のとおりです。

計画建築物の床面積の合計	範囲
1,000平方メートル未満	開発区域の境界線から1 H
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	開発区域の境界線から2 H
2,000平方メートル以上	開発区域の境界線から3 H

備考 この表において「H」とは、計画建築物（同一の敷地内に複数の建築物がある場合においては、これらを一の建築物とみなす。）の高さをいう。